

正誤表

正	誤
<p><b>地区計画の目標</b> 川崎臨海部には、(省略)。 本市の「総合計画」においては、臨海部の持続的な発展を促すため、都市基盤整備や土地利用の誘導を<u>戦略的に進め</u>、我が国の経済を牽引する活力ある臨空・臨海都市拠点の形成を進めることとしている。</p> <p>また、大師橋駅を含む本地区は、(省略)。</p> <p><b>地区整備計画</b> <b>建築物等に関する事項</b> <b>建築物等の用途の制限</b></p> <p>次に掲げる建築物は建築してはならない。 (省略) (3) 学校(大学、高等専門学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園は除く。) (省略) (9) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 その他これらに類するもの <u>(ゲームセンターを除く。)</u> (省略)</p> <p><b>建築物の建蔽率の最高限度</b> 6 / 10 ただし、建築基準法第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあっては 10 分の 1、同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物にあっては、10 分の 2 を加えた数値とする。</p>	<p><b>地区計画の目標</b> 川崎臨海部には、(同左)。 <u>平成 28 年 3 月に策定した本市の「総合計画」</u>においては、臨海部の持続的な発展を促すため、<u>今後とも、こうした取組を引き続き推進するとともに、これらを支える都市基盤整備や土地利用の誘導を進め</u>、我が国の経済を牽引する活力ある臨空・臨海都市拠点の形成を進めることとしている。 また、大師橋駅を含む本地区は、(同左)。</p> <p><b>地区整備計画</b> <b>建築物等に関する事項</b> <b>建築物等の用途の制限</b></p> <p>次に掲げる建築物は建築してはならない。 (同左) (3) 学校(大学、高等専門学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園は除く) (同左) (9) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 その他これらに類するもの (同左)</p> <p><b>建築物の建蔽率の最高限度</b> 6 / 10 ただし、建築基準法第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあっては 10 分の 1、同項第 1 号及び第 2 号又は<u>第 7 項第 1 号</u>に該当する建築物にあっては、10 分の 2 を加えた数値とする。</p>